

平成31年度

「海洋資源開発関連技術高度化研究開発費補助金」

募集要領

注：本募集は、平成31年度予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に募集の手続きを行うものです。補助金の交付決定や予算の執行は、平成31年度予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になることもありますのであらかじめご了承ください。

平成31年2月

国土交通省

1. 事業の概要・目的

国土交通省では、海洋開発分野で用いられる船舶に係る技術であって、同分野におけるユーザーニーズであるパッケージ化製品（複数の機器をまとめることにより一以上の機能を実現した製品をいう。以下、同じ。）又は低コスト化に貢献する製品の製品化に関する技術の開発事業（海洋資源開発関連技術高度化研究開発事業）の募集を実施致します。

この補助事業は、パッケージ化製品又は低コスト化に貢献する製品の製品化に関する技術の研究開発を促進することにより、我が国海事産業のエンジニアリング力・マネジメント能力の向上、製品の付加価値向上等を図り、もって我が国の海事産業の海洋開発分野における競争力強化及び産業構造の変革を図ることを目的とします。

応募のあった開発案件全てにおいて、エンジニアリング力・マネジメント能力の向上や製品の付加価値向上等が期待できるか否か等の評価を行い、その中から支援対象事業を選定することとしております。

2. 課題提案の要件

(1) 対象事業

本事業は、上記1.の目的を達成するため、船舶、船舶用機関及び船舶用品（これらに係るソフトウェアを含む。）等の開発（実証試験を含む。）により、エンジニアリング力・マネジメント能力向上や製品付加価値向上の効果があり、次の要件を満たす海洋資源開発関連技術の研究開発を目的とする事業を対象とします。

- ①海洋資源開発分野で用いられる船舶に係る技術であって、パッケージ化製品又は低コスト化に貢献する製品の製品化に関する研究開発を実施する事業であること。
- ②補助対象事業が、平成34年度までに終了するものであること。
- ③外部有識者の評価による得点が6割以上であること。

(2) 応募資格

補助事業の実施を希望する者（以下「提案者」という。）は、次の要件を満たす民間企業、協同組合、企業組合、有限責任事業組合、民間非営利団体、技術研究組合、独立行政法人、一般財団法人又は一般社団法人（特例民法法人、公益社団法人又は公益財団法人を含む。）、大学等研究機関等である必要があります。

- ① 補助対象事業を的確に遂行する技術的能力を有すること。
- ② 補助対象事業に係る経理その他の事務についての確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ③ 補助対象事業により得られた成果を活用した製品若しくは設備の製造能力を有すること又は成果を活用して海洋資源開発関連事業を営む能力があること。

なお、複数の者が共同で提案できます（共同で補助事業を実施する場合には、自己が実施する分に限り、上記要件を満たしてください）。また、同一の提案者からの複数の応募も可能です。

(3) 募集期間等

提案を募集する期間は、下記のとおりと致します。

提案書類（別添 3 提案様式を使用）に必要事項を記載したもの 1 部及びその電子ファイルを格納した CD-R を①の募集期間内に、下記②まで持ち込み・郵送等により提出してください。

提出書類は、A 4 版で印刷し、必ず通しページを下段中央に付した上で、左上をクリップ止めしてください。また、簡易書留等を利用し、配達されたことが証明できる方法によって提出してください。

① 提案書類募集期間：平成 31 年 2 月 22 日（金）～平成 31 年 3 月 15 日（金）17 時必着

② 提出場所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 3 号

国土交通省 海事局 海洋・環境政策課 海洋開発戦略室 宛

（封筒に【海洋資源開発関連技術高度化研究開発費補助金提案書在中】と朱書き願います。）

提出された提案書類に不備がある場合には、提案書類を受理できませんのでご注意ください。

また、別途プレゼンテーション資料（別添 4 プレゼンテーション様式を使用）については、A 4 版で印刷したもの 1 部及びその電子ファイルを格納した CD-R を平成 31 年 3 月 15 日（金）17 時までに持ち込み・郵送等により提出して下さい。

なお、提出された提案書類等は返却致しません。

（4）事業計画期間及び補助金の額

- ・事業計画期間：平成 34 年度末までの間
- ・補助金の額：各年度事業費の 1 / 2 以内（補助の対象となる経費は、「別紙」参照）
※ただし、複数年事業として計画された場合であっても、予算上の制約により、年度毎で計画を変更する可能性があります。

（5）事業規模

1 件あたりの技術開発の事業費（平成 31 年度分）が、1 千万円程度から 1 億 5 千万円程度。

3. 応募にあたっての留意事項

（1）法令等の適用

補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）に定めるもののほか、国土交通省が定めるところにより実施されるものとします。

（2）重複補助の禁止

国から同種の主旨による補助金などの交付を受ける場合には、当該補助金は交付しないものとします。また、同一の技術開発内容について、これまでに国から同種の委託費又は補助金を受けている場合は、当該補助金の申請を行うことはできません。

(3) 平成 32 年度以降も技術開発を継続する事業について

本事業に係る技術開発に加えて平成 32 年度以降も関連する技術開発を予定している場合には、その旨を提案書に記述して頂いて構いません。

なお、その場合であっても、今回補助対象として選定するものは平成 31 年度に実施する内容に限定されますのでご注意ください。(平成 32 年度以降の技術開発の補助につきましては、平成 32 年度以降の予算の状況に応じ、改めて公募・選定を行います。)

4. 課題の選定

(1) 選定の方法

- ① 提出頂いた課題については、提出書類の審査に加え、外部学識経験者等にプレゼンテーション(10～15分程度)を行って頂きます。プレゼンテーションの実施日は**3月22日(金)午後**(注)を予定しております。プレゼンテーションの様式については、別添4となります。なお、2.(3)のとおり、平成31年3月15日(金)までにプレゼンテーション資料を印刷したもの1部及び電子データをご提出下さい。プレゼンテーションに参加できない場合には、提出書類のみで評価を行います。

(注) プレゼンテーションの順番は、2.(3)で提出する提案書類の到着順となりますのでご了承下さい。

- ② 外部学識経験者等の意見を踏まえた上で、予算の範囲内で課題を選定します。

なお、課題の選定は非公開で行い、その途中経過等に関する問い合わせには応じません。また、選定に当たっては、提案内容、実施体制等に関して条件を付すことがあります。

(2) 選定基準

提案内容は以下に示す事項に基づき、総合的に評価します。

- ① 海洋資源開発分野で用いられる船舶に係る技術であって、パッケージ化製品又は低コスト化に貢献する製品の製品化に関する開発研究を実施する事業であること。
- ② エンジニアリング力やマネジメント能力の向上につながるものであること。
- ③ 付加価値のあるビジネスにつながるものであること。
- ④ ビジネスにつながる見込みが高いこと。
- ⑤ 既存の製品に比べ優位性を有している、又は「売り」が明確であること。
- ⑥ 海洋資源開発分野におけるユーザーニーズを理解した上での提案であること。
- ⑦ 製品化の見込みが高いこと。
- ⑧ 研究開発の手順や体制が妥当であること。
- ⑨ 十分な費用対効果が得られること。

(3) 結果の通知

課題が選定された後、提案者に対して選定結果を3月末頃(予定)に通知します。なお、選定されなかった理由や選定過程の問い合わせには応じられません。

(4) 虚偽記載等に対する措置

提案書類への虚偽記載等が判明した場合は、採択結果の如何に拘わらず不採択とします。また、交付決定を通知した後に判明した場合には当該交付決定を取り消し、判明した時点において既に補助金を交付している場合には当該補助金の返還を求めます。

5. 成果評価の実施

補助事業者に対し、事業目的の達成度合いを判断する目的で、年度末に成果評価を行います。また、技術開発終了後5年間、成果の活用・普及活動、実用化への進展状況等に関するフォローアップ調査を行うことがありますので、ご協力をお願いいたします。

6. 秘密の保持

提案書類は補助事業の選定にのみ使用し、提案者の了解なしに内容等の公表は行ないません。

7. 応募に関する問い合わせ先

連絡先 : 国土交通省 海事局海洋・環境政策課海洋開発戦略室 濱中、伊藤

電話番号 : 03-5253-8614

メールアドレス : hqt-kaiyou-koudoka-koubo@gxb.mlit.go.jp

なお、選定の経過等に関する問い合わせには応じられません。日本語のみ可。

補助対象経費について

1. 補助対象経費の範囲

補助対象経費は、海洋資源開発関連技術に関する研究開発を目的とする事業及び当該事業の効率的かつ計画的な執行を推進するために必要な経費とします。その項目は、施設費、機械装置費、工具器具備品費、材料費、使用料、プログラム取得費、直接人件費、外注費及びその他経費です。各項目の内容は下表を参照してください。

提案に際しては、補助事業の実施に必要な経費を下表の項目に区分してください。

補助金交付申請時には、各項目の詳細な積算根拠を提示していただきます。

表. 補助対象となる経費

(1)	施設費	事業に直接必要な船舶又は構築物の購入、建造、改造、借入れ、すえ付け、保守又は修繕に要する経費（ガス、水道、暖房、照明、通風等船舶又は構築物に附属する施設の買い受け等に要する経費を含み、専ら事業に使用され、かつ、事業に必要不可欠なものに限る。）
(2)	機械装置費	事業に直接必要な機械又は装置の購入、製造、改造、借入れ、すえ付け、保守又は修繕に要する経費
(3)	工具器具備品費	事業に直接必要な工具、器具又は備品（木型、金型及び試験器具を含む。）の購入、製造、改造、借入れ、すえ付け又は修繕に要する経費
(4)	材料費	事業に直接必要な原材料又は部品の購入又は製造に要する経費（試作品の製造に必要な経費を含む。）
(5)	使用料	事業に直接必要な試験水槽等の試験設備又は電子計算機の使用に要する経費（リース等の賃借により調達した機械装置、備品等に係る経費を含む。）
(6)	プログラム取得費	事業に直接必要な電子計算機用プログラムの購入、作成、改良又は借入れに要する経費
(7)	直接人件費	研究開発に直接従事する研究開発職員、工員の直接作業時間に対する人件費、事業を実施するために直接必要なアルバイトに係る人件費等の経費
(8)	外注費	研究開発に必要な機械装置の設計、試料の製造、試作品の試験・評価、データの取得・分析、認証等の外注に必要な経費及び研究開発要素のうち主要でない部分を委託するための経費
(9)	その他	補助事業に直接かかる上記以外の経費（旅費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、会場借料、諸謝金など）

2. 補助対象経費の注意事項

(1) 補助事業実施に直接かかる経費のみ補助対象となります。間接的に必要となる経費（管理費・事務費等）は補助の対象となりません。

(2) 補助金の額は以下のとおり算出してください。

- ① 直接人件費のうち技術者給は基本給の他、通勤手当、家族手当、住居手当、賞与及び法定福利費とし（退職給付金引当金等は除外する。）、資料整理作業員等の単純労務に服する者に対する賃金は実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価の見込額（日給又は時間給）で、常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定してください。
- ② 旅費は補助事業を実施するために必要となる調査、情報収集、会議への出席又は成果の発表、普及を行うための旅費に限り、単価は社内規定若しくは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第 45 号）の例によります。
- ③ 会議費の単価は 1 人当たり 1,000 円以内とします。
- ④ 補助事業者等が所有する設備の借料等は補助の対象外です。
- ⑤ 謝金の単価は社内規定等により常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定してください。

(3) 借入に要する経費は補助対象期間の借料のみが補助対象となります。

(4) 補助金の額については、次に掲げる経費を含まないものとします。

- ① 補助事業以外にも用いられる建物等施設に関する経費
- ② 机、いす、複写機等通常備えるべき設備・備品等及びパソコン等の汎用品を購入するための経費
- ③ 補助事業の実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ④ 価格が 50 万円以上の機械器具であって、賃借が可能なものを購入するための経費
- ⑤ 光熱水料、研究開発を管理する職員並びに補助事業に間接的に従事する職員（総務、会計事務等）及び工員の人件費その他の補助金による研究に直接関連しない経費
- ⑥ 補助事業とそれ以外の事業との切り分けを明確にすることが困難である経費

(5) 補助金に係る消費税の仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）を減額して交付申請をしてください。ただし、申請時において仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。

選定結果の通知から補助金交付決定までの流れは以下のとおりとなります。

